# 令和6年度 佐川町保育所(園)利用のしおり

令和6年度に新しく入所を希望する場合は、 このしおりをよく読んで、申込みをしてください。



### 受付期間

〈令和6年4月1日入園希望〉

令和5年12月11日(月)~12月28日(木)

〈4月から8月途中入園希望〉

令和6年1月15日(月)~1月31日(水)

〈9月以降途中入園希望〉

令和6年4月~随時

受付時間:9時~17時15分(※12時~13時を除く)

希望の保育園に必ず入園できるとは限りません。申込者多数の場合は、利用調整のうえ決定となります。 申込期間以降も、随時相談を受け付けておりますが、お早めにお申し込みください。

持参するもの

①必要書類 (P6 を参照)

②本人確認書類

(来庁される方)(P8を参照)



# 【提 出 先】佐川町役場 健康福祉課

〒789-1202 高岡郡佐川町乙2310番地

健康福祉センターかわせみ № 0889-22-7705 (直通)

# 目 次

1.	子ども・子育て支援新制度について・・・・・・・・・・・ 1ページ
	<ul><li>(1)支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
2	保育所の利用について・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
	<ul><li>(1)保育所の入所要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
3	利用者負担額(保育料)について・・・・・・・・・・・ 9ページ
	<ul><li>(1)利用者負担額(保育料)の決定・・・・・・・・・9~11ページ</li><li>(2)利用者負担(保育料)の納付・・・・・・・・・11ページ</li><li>(3)利用者負担(保育料)の滞納について・・・・・・・11ページ</li><li>(4)利用者負担(保育料)の減免等について・・・・・・11~12ページ</li></ul>
4	副食費(給食費)の無償化について ・・・・・・・・・ 12ページ
5	佐川町の保育所(園)について ・・・・・・・・・・・・ 13ページ
	<ul><li>(1) 佐川町の保育所一覧・・・・・・・・・・・・・・13ページ</li><li>(2) 保育所(園)の見学について・・・・・・・・・・・・13ページ</li><li>(3) 特別保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・14~15ページ</li></ul>
6	佐川町外の保育所等の利用について 転出後も佐川町内の保育所を利用する場合について・・・・・15ページ

・・・・・・・ 16ページ

(参考) 申請書等記入例

7 よくある質問について・・・・・・

# 1. 子ども・子育て支援制度について

# (1) 支給認定について

幼稚園や保育所等の利用を希望する場合は、『**支給認定申請**』と**『保育施設等利用申込み**』が必要です。(P6)

① 認定区分 ~「お子さんの年齢」と「保育の必要性」によって、3つに区分されています。~

支給認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用できる施設		
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園		
(教育認定)	個3成以上	<i>AU</i>			
2号認定	満3歳以上	± 10	保育所、認定こども園		
(保育認定)	阿3成以上	あり	体目が、応足して図		
3号認定	<b>洪っ歩</b> 土洪	± 10	保育所、地域型保育事業		
(保育認定)	満3歳未満	あり	休月別、心場坐休月争未   		

② 保育必要量の区分 ~ 「保護者の就労時間」により、保育を利用できる時間が2つに区分されています。~

保育必要量の区分	就労時間(月)休憩時間を含む	保育を利用できる時間		
保育標準時間	月 120 時間以上 (休憩時間を含む)	一日あたり最長 11 時間 開所時間から 11 時間		
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満 (休憩時間を含む)	一日あたり最長 8 時間 8 時~16 時		

保育認定(2号・3号認定)にあたっては、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。

※ 3歳以上の児童について保護者の**就労の有無に関係なく**佐川町の公立保育所を利用できるようになりました。(特別利用保育 1号認定)

詳細は、健康福祉課までお問い合わせください。

#### (2) 支給認定の有効期間

支給認定の有効期間は、"保育の必要性の事由"ごとに、認定の有効期間が決まっており、その有効期間内のみ利用することができます。

保育の必要性の事由	支給認定の有効期間		
就労している(月 48 時間以上)	2号認定:小学校就学前まで(最長)		
疾病、負傷、障がい等がある	3号認定:3歳の誕生日の前々日まで(最長)		
同居の親族(長期入院をしている親族を含む)			
を常時介護又は看護している	※注)雇用期限のある仕事をされている場合や治療見込期 間が決まっている場合、災害復旧の見通しが立って		
災害等の復旧にあたっている	いる等は、支給認定の有効期間が短くなることもあります。 <i>(</i> 雇用期限があり、更新した場合は、新たに		
その他(町長が特に認めた場合)	就労証明書が必要です)		
妊娠中又は出産後間もない	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日		
妊娠中人は山厓伎间でない	が属する月の末日まで		
求職活動をしている	保育所入所日から90日が経過する日の月末ま		
小城/口到/としている	で(求職による更新:3回まで)		
就学中(通信教育等は含まない)	保護者の卒業予定日又は修了日が属する月の末		
	日まで		
育児休業取得時に、既に保育を利用している児	育児休業の期間等保護者の状況と児童の保育の		
童がいて継続利用が必要である	必要性を勘案して町長が定める期間		

### ※ 保育の必要性の事由の変更などにより、変更後の事由で認められる有効期間へ変更(延長)する ことができます。→ (P3)

※ 教育施設(幼稚園等)の利用を希望される場合は、"保育の必要性の事由"は不要です。

#### (3) 支給認定に関する諸手続き

支給認定を受けた児童(原則、支給認定の有効期間が複数年ある児童)については、年1回保育が必要な状況及び住民要件等を確認させていただくため、「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。

# <u>毎年1月に、在園保育所へ必要書類を配布します。保育所へ1月末までに書類を揃えて提出してく</u>ださい。

また状況に応じて、以下①~③の各種手続きが必要になる場合があります。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となることがありますので、ご注意ください。

#### ① 支給認定・家庭状況の変更(月単位)

次の場合には、速やかに支給認定の変更申請を行ってください。

#### ・保育の必要性の事由又は保育必要量の変更

保護者が仕事を辞めたときや就労時間が変わった場合など、保育が必要な状況に変化があった場合

#### ・支給認定区分の変更(保育希望の有無)

保育所を利用している児童が教育施設(幼稚園等)の利用を希望される場合

#### ・利用料(保育料)に関する事項の変更

婚姻・離婚等により世帯構成に変更が生じた場合や町民税の修正申告等を行った場合

#### ② 職権による支給認定の変更

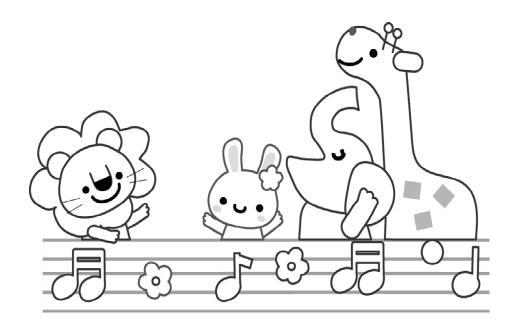
満3歳未満(3号認定)の児童が満3歳に達した時は、町が満3歳以上(2号認定)に職権で変更します。この他必要があると認める時は、町が支給認定の変更認定を行うことがあります。

#### ③ 支給認定の取り消し(退所について)

次の場合は原則退所となりますので、健康福祉課へ「保育所退所届」を必ず提出してください。

- ・保育を必要とする事由が消滅した場合
- ・支給認定有効期間内に佐川町から転出した場合

また、退所の場合は、その月までの保育料を**完納**してください。



# 2. 保育所の利用について

# (1)保育所の入所要件 ~ 保育の必要性の認定基準 ~

保育所へ入所できる子どもは、原則として佐川町に居住し、佐川町に住民登録をしている世帯で、 その子どもの保護者等が次の①~⑩の事由に該当する場合です。

, <sub>1</sub>	
(1)	日常の家事以外の仕事をしている(就労) ※フルタイムのほか、パートタイム、子どもと離れての居宅内労働、自営業、農業等に従事していること
•	などを含みます。 ※1か月に48時間以上(目安として週3日、1日あたり4時間以上)就労していること ※就労先が確定している採用予定者についても上記に準じます。
2	妊娠中であるか、または出産後間もない
3	病気や負傷あるいは心身に障害がある
4	同居の親族(長期間の入院を含む)を常時介護または看護している
(5)	災害や風水害、震災などの復旧にあたっている
6	求職活動中(起業準備中を含む) ※ <b>求職活動が理由の場合、申請後3回まで更新可能。それまでに就労等がない場合は、退所となります。</b>
7	学校、職業訓練校等に在学している
8	虐待や DV(ドメスティック・バイオレンス)のおそれがある
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である
10	その他、①~⑨に類する状態として町長が認める場合

#### ★ならし保育

新規入所児については、入所後にならし保育を実施しています。

保護者が育児休業を取得している場合や就労予定の場合には、保育所への入所申込みは、仕事に復帰又は就労予定の2週間前(最長)から申込できます。

ならし保育の期間は、お子さんの慣れ具合によって違いますので、入所後に保育所と相談してください。

# (2)保育を利用できる時間 ~ 保育の必要量の認定区分 ~

2号認定・3号認定の保育認定を受けた子どもは、保育の必要性の認定基準 (P4) によって保育を利用できる時間 (保育の必要量) が異なっています。

番号	事由	「保育標準時間」最大 11 時間	「保育短時間」最大8時間
1	就 労	月 120 時間以上の労働 (休憩時間を含む)	月 48 時間以上 120 時間未満の労働 (休憩時間を含む)
2	妊娠出産	0	_
3	病気障害	申請内容	により判断
4	④ <b>介護看護</b> 申請内容により判断		
5	災害復旧	0	_
6	求 職 中	_	0
7	就 学	月 120 時間以上の就学 (休憩時間を含む)	月 48 時間以上 120 時間未満の就学 (休憩時間を含む)
8	虐待	0	_
9	育児休業	-	0

※ 1号認定は原則4時間です。



#### (3) 申込手続き

保育所(園)に入所できる子どもは、「保育の必要性の認定基準(P4(1)保育所の入所要件)を満たしている子ども」です。育児、家事、集団教育目的で保育所に入所することはできません。 新しく保育所へ入所を希望している子どもについて、次の必要書類をそろえて、佐川町健康福祉課へ提出してください。

※マイナポータルを利用した電子申請も可能です。詳細は佐川町健康福祉課の HP をご覧ください。

#### 必要書類

# 1. 支給認定申請書(子ども一人につき1枚提出)

町内保育所一覧表(P13)をご覧のうえ、希望する保育所名を記入し、世帯の状況(住民票上は別でも、同居している親族は全て記入。また、父又は母が町外にいる場合も記入。)、保育を必要とする理由等を漏れがないようにご記入ください。保護者(佐川町に住所がある方)氏名欄(2か所)に、**署名**を忘れないようお願いします。

**マイナンバーは必ずご記入**ください。記入がない場合は、書類が整っていないと判断し、受付をすることができません。

### 2. 保育施設等利用申込書(子ども一人につき1枚提出)

入所希望の子ども、父親・母親及び同居する親族等の状況について詳しくご記入ください。 記入された内容により、保育の必要量の認定を行います。

### 3. 保育の必要性を証明する書類(父母等それぞれ該当の書類を世帯で1部ずつ提出)



令和6年度より就労証明書の様式が、標準仕様へ変更になりました。

各様式は佐川町 HP よりダウンロードすることができます。

保護者が昼間家庭外で仕事をしている場合・・・・就労証明書 (勤務先で証明) 保護者が昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合(自営業・農業・内職)・・・・ 就労証明書(自営業中心者または本人が証明)※民生児童委員による証明は不要になりました。 + 営業の確認できる書類の写しを添付してください。 次のうちいずれか1点 (1) ●開業届●営業許可証 ●登記事項証明書 ●HP・ブログ・チラシ・パンフレット(従業員募集等) ●所得税確定申告書や町民税申告書の写し ●専従者控除等確認書類(本人が確定申告者でない場合) ●名刺 ●封筒の印刷物 ※いずれも提出できない場合 ●自営業就労申立書 保護者の妊娠・出産・・・・母子健康手帳の写し(産前:表紙と出産予定日がわかるページ) (2) (産後:出生届済証明欄) 保護者の病気、負傷、障害・・・・ 病気、負傷の場合→病気・障害状況証明書もしくは医師の診断書、特定疾患医療受給者証 (3) 障害の場合 → 病気・障害状況証明書と障害者手帳の写し (様式は健康福祉課にあります) 同居の親族(長期間の入院を含む)を常時介護または看護している・・・・ 介護・看護状況申立書 介護の場合 → 介護認定証の写し **(4)** 看護の場合 → 該当者の診断書 (様式は健康福祉課にあります) 災害や風水害の復旧・・・・罹災証明 **(5)** 求 職 中・・・・・・・ 求職活動申立書 (6) 就 学 中・・・・・・・在学証明または学生証の写し (7)・・・就労証明書(勤務先で証明) ※No.9,11 育児休業取得項目欄を記入

# 4. 佐川町子ども安心カード(子ども一人につき1枚提出)

保育所等で救急搬送が必要となった場合、アレルギー等の有無を救急隊及び医療機関に連絡するためのカードです。

#### 5. 口座振替(開始)依頼書(ご希望の金融機関での手続きとなります)

**保育料は原則、「口座振替」での納付とさせていただいています**。新しく入所を希望する場合は、 通帳、お届出印、口座振替依頼書をご持参のうえ、金融機関で手続きをお願いします。

口座振替のできる金融機関は「高知銀行」「高知信用金庫」「高知県農協(JA高知市・JA馬路村・JA土佐くろしおを除く)」「四国銀行」「四国労働金庫」「ゆうちょ銀行」です。

### 6. 本人確認書類(窓口に来庁される方)

## マイナンバー制度開始に伴う本人確認(番号確認と身元確認)書類

《個人番号カードを持っている場合》 ⇒ 個人番号カードのみ

《個人番号カードを持っていない場合》⇒ 番号確認書類+身元確認書類

週 利					
(例)運転免許証、パスポート、障害者手帳、療育手帳、在	番号確認書類	身元確認書類			
		(例)運転免許証、パスポート、障害者手帳、療育手帳、在留カード等、官公署が発行した写真付の資格証明書等 ・2 点の提示が必要なもの (例)健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、預金			

※マイナンバーの記載が必要となる書類…支給認定申請書・現況届

#### (4) 保育所の利用決定について ~ 利用調整 ~

#### ○ 入所決定について

- 保護者からの提出書類により、佐川町で決定します。
- ・ 原則、ご希望に沿って保育所を決定しますが、子ども・子育て支援法に基づき保育所の入所要件 (P4(1))の「①~⑩に該当すること」が必要です。家庭で保育できる状況にある子どもは保育所に入所することはできません。
- ・利用申込が保育所の利用定員を超えた場合は、審査を行い、**保育の必要性の高い方から**利用を 決定します。第1希望の保育所に入所できない場合は、第2希望、第3希望の保育所での利用決 定になります。

#### 保育入所承諾の通知について

- ・ 期限内に支給認定申請・保育利用申込みをされた方には、入所できない場合も含めて3月まで に通知します。
- ・ 入所承諾となった後、辞退される場合は、新たな入所児の決定が必要ですので、早急に健康福祉課へ「辞退届」を提出してください。

#### ○ 認定変更等の届出について

- ・「勤務時間が変わった」「勤務先が変わった」「仕事を辞めた」「就職した」「離婚・婚姻」等、 保育の必要性の認定基準や保育の必要量に変更があった場合は、速やかに「**支給認定の変更の 認定申請書」を提出してください。**申請が遅れても、事実が発生した日へ遡っての変更認定は できません。
- ・ 正当な理由がなく支給認定の変更の認定申請を行わないときは、子ども・子育て支援法第24 条第1項により、支給認定を取り消し、保育所の利用ができなくなります。

# 3. 利用者負担額(保育料)について

#### (1) 利用者負担額(保育料)の決定

年齢区分(クラス年齢)と世帯の階層区分を決定する保護者の町民税(所得割、均等割)の合計額で決定します。(P10 表1利用者負担額表参照)

ただし、保護者の収入が生活保護の最低基準額以下の場合は、同居の祖父母等の町民税の額により決定する場合もあります。

**絵本代や体操服代の物品代、延長保育料については無償化対象外費用**となります。金額や徴収 方法は各保育所にお問い合わせください。

なお、生活保護受給世帯の方は、保育所実費徴収に係る補足給付制度があります。

※年齢区分(クラス年齢)は利用する子どもの令和6年4月1日時点の満年齢(3歳未満か3歳以上)に基づき決定します。**年度途中で3歳の誕生日を迎えても、3号認定から2号認定への変更に伴う年度途中の保育料の変更はありません。** 

# 令和 6 年度 階層区分を決定する町民税の年度

保育料·施設利用料	保育料決定にかかる町民税
R6年4月~R6年8月分	令和5年度(令和4年中の収入)
R 6月9月~R7年3月分	令和6年度(令和5年中の収入)

### 令和 6 年度 年齢区分(クラス年齢)

クラス	生年月日	支給認定区分	保育料	
0 歳児	令和5年4月2日~令和6年4月1日		P10 表 1 参照	
1 歳児	令和4年4月2日~令和5年4月1日	3号認定		
2 歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日			
3歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日		無償(無料)	
4歳児	平成31年4月2日~令和2年4月1日	2号認定		
5 歳児	平成30年4月2日~平成31年4月1日			

### 表1 令和6年度佐川町教育・保育施設保育料利用者負担額表

階層			3号認定(3歳未満児)				
区分		町民税所得割区分	保育	母子等	保育	母子等	
国	町		標準時間		短時間		
1	Α	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	В	町民税非課税	0	0	0	0	
3	С	所得割非課税(均等割のみ課税)	12,000	5,500	11,700	5,350	
3	D1	所得割 48,600 円未満	16,000	7,500	15,700	7,350	
	D2	所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	20,000	9,000	19,600	9,000	
4	D3	所得割 57,700 円以上 77,101 円未満	24,000	9,000	23,500	9,000	
	D4	所得割 77,101 円以上 97,000 円未満	28,000		27,500		
_	D5	所得割 97,000 円以上 133,000 円未満	32,500		31,900		
5	D6	所得割 133,00 円以上 169,000 円未満	37,000		36,	300	
	D7	所得割 169,000 円以上 211,200 円未満	41,500		41,500 40,700		700
6	D8	所得割 211,200 円以上 301,000 円未満	46,500		45,700		
7	D9	所得割 301,000 円以上 397,000 円未満	51,500		51,500 50,600		600
8	D10	所得割 397,000 円以上	56,500		56,500 55,500		500

# ~ 注 意 事 項 ~

- ・ 確定申告や町民税の申告等をされていない方は、保育料の算定ができませんので、**忘れずに申 告を**してください。収入がない方であっても原則申告は必要です。
- ・ 家庭の状況に変化があった場合や町民税額に変更があったときは、速やかに健康福祉課へ届出 をしてください。保育料等が変更になる場合があります。
- 保育料の算定には、住宅取得控除、配当控除等、控除できないものもあります。
- ・ 保育所等をご家庭の都合や病気等で欠席した場合でも、当該月分の保育料は納付していただき ます。
- ・ 保育所等を退所する場合は、保護者から「保育所退所届」が提出され、退所日が確定するまで 保育料がかかります。退所することが分かり次第、届出をしてください。
- ・ 月途中の入所・退所の保育料は、日割り計算となります。

# 令和6年4月から8月までの保育料は、4月中旬に決定予定です。 9月以降の保育料は、9月上旬に決定予定です。

#### (2) 利用者負担(保育料)の納付

- ・ **保育料の納期限は、毎月月末**(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。**必ず納期限内にお支払いください。**また、口座振替の方は前日までに入金の確認をお願いします。
- ・ 保育料の納付は原則、「口座振替」とさせていただいています。新しく入所を希望する場合は、 通帳、お届けの印鑑、口座振替依頼書をご持参のうえ、金融機関で手続きをお願いします。
- ・ 納付書でお支払いの場合は、役場会計課・高知銀行・高知信用金庫・高知県農協(JA高知市・JA馬路村・JA土佐くろしおを除く)・四国銀行・四国内のゆうちょ銀行・四国労働金庫・コンビニエンスストアでもお支払いいただけます。

#### (3) 利用者負担(保育料)の滞納について

- ・ 保育所の運営には、子どもの健康と安全を守るために、給食費や人件費等多くの経費が必要 です。利用者負担は、安全で充実した保育を実施していくための大切な財源です。
- ・ 納期限を過ぎても納付が確認できない時は、20日以内に保護者に督促状を送付します。
  - ※督促手数料は100円です。また、納期限を基準日として延滞金(利率等は税法に準じる)が 加算されていきます。滞納が続く場合は、法令の定めるところにより、財産等の差し押さえ 等滞納処分を実施します。

# (4) 利用者負担(保育料)の軽減について

#### 〇 保育所同時入所にかかる減免

(2人以上入所している場合、2人目以降は無償(無料)です。

佐川町では、同一世帯でお子さんが2人以上同時に保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、幼稚園、認定こども園または児童発達支援等(※)を利用している場合、保育所に入所しているお子さんが3歳未満児の場合に保育料が軽減され、同時入所の2番目のお子さん以降は無料となります。

※算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります(認可外保育施設は含まれません)。

#### O 多子世帯保育料等軽減事業

佐川町では、同一世帯又は生計を一緒にする場合の世帯の経済的負担の軽減のために児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者=高校3年生に該当する者)を3人以上養育している世帯の戸籍上の第3子以降の保育料等を軽減しています。

軽減を受けるためには保護者からの**申請が必要**です。(認可外保育所を利用している場合に限る。) 対象は、佐川町に住所があり、「認可保育所」「認定こども園」「幼稚園(町外を含む)」「認可外保 育施設(町外を含む)」に入所している第3子以降の児童です。

#### O ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置が拡充され、第1子、第2子以降の保 育料等を軽減しています。

# 4. 副食費(給食費)の無償化ついて

佐川町では令和4年4月から、子育て支援施策として子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的として、3歳以上児の副食費(給食費)を無償としました。

- ・ 乳幼児期は、健やかな発達と望ましい食習慣の基礎を作る大切な時期です。佐川町内の保育所では旬の野菜や果物、魚等を取り入れて食材の持ち味を活かした献立で、自園で手作り給食を行っています。
- ・ 1歳未満児と1・2歳児は主食を含めた給食、3歳以上児は主食(ごはん)を持ってきてもらい、副食を主とした給食となっています。なお、3歳未満児の給食の費用は保育料に含まれていますので、別に給食費は徴収しません。
  - ・ アレルギー等で除去食が必要な場合も各保育所でできる限り対応しますので、各保育所にご 相談ください。



# 5. 佐川町の保育所(園)について

# (1) 佐川町の保育所一覧

保育 所名	設置主体	所在地・電話番号	認可定員	開所時間
黒岩中央保育所	佐川町	黒原2242番地1 22-9220	58	AM7:30 ∼ PM6:30
永 野 保 育 所	佐 川 町	永野1721番地 22-2125	45	AM7:30 ∼ PM6:30
佐川町若草保育園	社会福祉法人	乙1759番地22-9294	105	AM7:00 ∼ PM6:30
花園保育園	社会福祉法人 花園保育園	甲1462番地4	90	AM7:30 ∼ PM7:00
斗賀野中央保育園	社会福祉法人 佐川町児童福祉協会	東組1245番地1 22-1205	107	AM7:00 ∼ PM6:30
尾川中央保育園	社会福祉法人	本郷耕2043番地 22-2732	45	AM7:00 ∼ PM6:30
海津見保育園	社会福祉法人 お ひ さ ま	加茂673番地122-7062	70	AM7:00 ∼ PM6:30

# (2)保育所(園)の見学について

希望する佐川町の保育所(園)の見学については、令和5年11月13日(月)から12月8日(金)の期間、随時、見学ができます。見学には、事前に保育所(園)へ申込が必要です。



### (3)特別保育事業について

佐川町の保育所では、低年齢児保育、障害児保育、延長保育等の特別保育事業を実施しています。

# 低年齡児保育

佐川町の保育所は乳児および1・2歳児保育の拡充と充実を図るため、産休明け(約8週間)から乳児の受け入れが可能です。

#### 障害児保育

障害児と健常児がお互いに育ち合うことを目的として障害児保育を実施しています。全ての保 育所で受け入れが可能です。特別な配慮が必要なお子さんは、事前にお知らせください。

### 延長保育

保護者の勤務時間等やむを得ない事情により、保育所が各園で設定する11時間の標準保育時間を超えての保育が必要とされる方に延長保育を行います。(8時間の短時間認定を受けている方は8時間の基本保育時間を超えての預かりが延長保育となります。)

なお、延長保育は通常の保育料とは別に延長保育料がかかります。



## 一時預かり保育

家庭で保育をしている保護者の心理的・肉体的負担の解消及び私的な理由により緊急・一時的 に子どもの保育ができない場合に預かる事業です。一時預かり保育には利用料がかかります。申 込み等は利用の5日~前日(保育所によって違います。)までに一時預かり保育を実施している保育所へ直接申し込んでください。

(令和5年度実施:黒岩中央保育所·永野保育所·尾川中央保育園)

# 6. 佐川町外の保育所等の利用について

広域入所

転出後も佐川町内の保育所を利用する場合について

### (1) 佐川町外の保育所等の利用について

里帰り出産や佐川町以外に勤務している場合等で、送迎等が困難な場合等の要件があえば、佐川町に住所を置いたまま、佐川町外の保育施設を利用することができます。

なお、申込みは佐川町で受付を行い、佐川町から希望する市区町村と利用の協議を行います。 町外在住者の申込を受け付けていない市町村もありますので、事前に佐川町または希望する保育 施設のある市町村へご相談ください。

# (2) 転出後も佐川町内の保育所を利用する場合について

町内保育所の定員に余裕がある場合に限り、佐川町から住所を転出した場合も引き続き佐川町内の保育所を利用したい場合や保護者が佐川町で勤務している場合等、佐川町内の保育所を利用できる要件があえば、佐川町以外の住所の方も入所できる場合がありますので、転出手続きの前に必ず健康福祉課保育担当までご相談ください。

なお、お住まいの市町村への申込みが必要です。

# 7. よくある質問について

#### 【O1】 出生前の入所申込みは可能ですか?

A 名前欄は空白で、母子健康手帳を添付し、出産予定で申込み可能ですが、入所決定通知については、出生届提出後の発送となります。ただし、利用希望開始時に、月齢が2ヶ月(産休明け(約8週間)を超えている場合に限ります。

#### 【Q2】 転入前の入所申込みは可能ですか?

A 住所欄は佐川町転入後の住所を記載していただき、転入予定で申込み可能ですが、入所決定通知については、転入届提出後の発送となります。保育料決定に必要なため、マイナンバーの記載をお願いします。

#### 【Q3】 保育料が無料になるのは、どんな場合ですか?

- A ①18 歳未満の子どもが同一世帯に3人以上いる場合については、3人目以降の保育料については、無料となります。
  - ②同一世帯でお子さんが 2 人以上同時に入所している場合については、2 人目以降の保育料については、無料になります。



#### 3歳以上のお子さんと3歳未満のお子さんが、

同時入所される場合は、保育料は無料です。

#### **【O4】 保育料の算定には、県民税も含まれますか?**

A 住民税には、県民税が含まれていますが、保育料算定は、町民税のみが算定の対象となります。

# 【Q5】 求職活動中で入所していますが、仕事が見つからなかった場合、同理由で最長どれ位利用できますか?

- A 求職活動中の場合は、90日での認定期間となり、更新は、3回までとなっております。最長でも1年となるため、その期間にお仕事が見つからなかった場合は、退園となります。
- 【Q6】 就労時間が 120 時間未満なのですが、16 時までの勤務になっており、迎えが 16 時に間 に合わないのですが、短時間認定になりますか?
- A 就労時間が120時間未満の場合は、原則短時間認定になりますが、勤務時間帯との関係から、 短時間認定に係る利用時間を超えて利用せざるを得ない常態であると市町村が認めた場合は、標 準時間認定とすることが可能です。申込み時に、ご相談ください。